

《資料 1》

環境基準

1 大気に係る環境基準

(1) 一般大気環境汚染物質

	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1 ppm 以下であること。 (S48.5.16 環境庁告示第 35 号)
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04~0.06 ppm までのゾーン内、またはそれ以下であること。 (S53.7.11 環境庁告示第 38 号)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20 ppm 以下であること。(S48.5.8 環境庁告示第 25 号)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8 環境庁告示第 25 号)
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。(H21.9.9 環境省告示第 33 号)
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。(S48.5.8 環境庁告示第 25 号)

(備考)

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 µm 以下のものをいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 µm の粒子を 50 %の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価の二種類がある。二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM) については、短期的評価と長期的評価を行うこととされている。また、二酸化窒素 (NO₂) については長期的評価、光化学オキシダント (O_x) については短期的評価が定められている。微小粒子状物質 (PM_{2.5}) については、長期基準と短期基準の両者について長期的評価を行うこととされている。

・短期的評価

測定を行った日について 1 日平均値、8 時間値、又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

・長期的評価

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合は、年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2 %の範囲内にあるものを除外した後の最高値 (2 %除外値) を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準値を超える日が 2 日以上連続した場合には、非達成と評価する。また、二酸化窒素の場合には、年間の 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98 %目に相当するもの (98 %値) を、環境基準と比較して評価する。

※微小粒子状物質の評価

長期基準と短期基準の両者について長期的評価を行い、両方を満足した場合に環境基準達成と判断する。

長期基準に関する評価: 1 年平均値を長期基準 (1 年平均値) と比較

短期基準に関する評価: 1 日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値を代表値として短期基準 (1 日平均値) と比較

(2) 有害大気環境汚染物質(大気汚染防止法第2条第13項)

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものをいう。現在、優先取組物質として23物質が指定されている。

①優先的取組物質

1	アクリロニトリル	13	テトラクロロエチレン
2	アセトアルデヒド	14	トリクロロエチレン
3	塩化ビニルモノマー	15	トルエン
4	塩化メチル	16	ニッケル化合物
5	クロム及び三価クロム化合物	17	ヒ素及びその化合物
6	六価クロム化合物	18	1,3-ブタジエン
7	クロロホルム	19	ベリリウム及びその化合物
8	酸化エチレン	20	ベンゼン
9	1,2-ジクロロエタン	21	ベンゾ[a]ピレン
10	ジクロロメタン	22	ホルムアルデヒド
11	水銀及びその化合物	23	マンガン及びその化合物
12	ダイオキシン類		

②有害大気汚染物質等の環境基準値 (5物質について定められている)

有害大気汚染物質等	環境基準値
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類	年平均値が 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること

③有害大気汚染物質の指針値

物質名	指針値
アクリロニトリル	年平均値 2 µg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 µg/m ³ 以下
クロロホルム	年平均値 18 µg/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6 µg/m ³ 以下
水銀及びその化合物	年平均値 0.04 µgHg/m ³ 以下
ニッケル化合物	年平均値 0.025 µgNi/m ³ 以下
ヒ素及びその化合物	年平均値 0.006 µgAs/m ³ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5 µg/m ³ 以下
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 0.14 µgMn/m ³ 以下

2 公共用水域に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
(備考)	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号別表 1 に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該試験方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

(2) 要監視項目及び指針値（平成 21 年 11 月環境省水・大気環境局長通知）

項目※	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシシン銅（有機銅）	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

※今後、新たな科学的知見に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として追加される可能性のある項目

(3) 生活環境の保全に関する環境基準

①河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100 mL 以下	水域類型ごとに 指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100 mL 以下	
B	水道3級 水産2級及びC 以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100 mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—	
測定方法		省略					
備考							
1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）							
3 省略							
4 省略							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、B—中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

②湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当 水域
		水素イ 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群 数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100 mL 以下	水域類型ごとに 指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げるの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100 mL 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 がみとめられ ないこと	2 mg/L 以上	—	
測定方法		省略					
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		
		全窒素	全磷	該当 水域
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下	水域類型ごとに 指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の 欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測定方法		省略		
備考				
<p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。</p>				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

③海域

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当 水域
		水素イ 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100 mL 以下	検出されな いこと。	水域類型ごとに指 定する水域
B	水産2級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	
測定方法		省略					
備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70 MPN/100 mL以下とする。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		
		全窒素	全磷	該当 水域
I	自然環境保全及びII以下の 欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下	水域類型ごとに 指定する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	
測定方法		省略		
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について 行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

④底層溶存酸素量の水域類型及び基準値

底層溶存酸素量の環境基準は、生活環境の保全に関する環境基準として、公共用水域における底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生する観点から新たに追加すると共に、これについて基準値を設定するものであり、平成 28 年 3 月 30 日に告示された。(平成 28 年環境省告示第 37 号)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	
		底層溶存酸素量	該当 水域
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L以下	水域類型ごとに 指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L以下	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L以下	
測定方法		省略	
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。			
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

⑤水生生物保全環境基準及び要監視項目の水域類型及び基準値

水生生物保全環境基準は、生活環境の保全に関する環境基準として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から全亜鉛に加えてノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を追加すると共に、これらについて基準値を設定するものであり、平成24年8月22日及び平成25年3月27日に告示された。(平成24年環境省告示第127号及び平成25年環境省告示第30号)

ア 水生生物保全環境基準

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	該当水域
河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L	0.002 mg/L	0.04 mg/L	
海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
	生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006 mg/L以下	

備考 基準値は年間平均値とする。

イ 要監視項目及び指針値

(平成 15 年 11 月環境省水・大気環境局長通知、平成 25 年 3 月環境省水・大気環境局長通知)

項目※	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg/L 以下
		生物特 A	0.006 mg/L 以下
		生物 B	3 mg/L 以下
		生物特 B	3 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.8 mg/L 以下
		生物特 A	0.8 mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下
		生物 B	0.08 mg/L 以下
		生物特 B	0.01 mg/L 以下
	海域	生物 A	2 mg/L 以下
		生物特 A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 mg/L 以下
		生物特 A	1 mg/L 以下
		生物 B	1 mg/L 以下
		生物特 B	1 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.3 mg/L 以下
		生物特 A	0.03 mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001 mg/L 以下
		生物特 A	0.0007 mg/L 以下
		生物 B	0.004 mg/L 以下
		生物特 B	0.003 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.0009 mg/L 以下
		生物特 A	0.0004 mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.02 mg/L 以下
		生物 B	0.02 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.1 mg/L 以下
		生物特 A	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03 mg/L 以下
		生物特 A	0.003 mg/L 以下
		生物 B	0.03 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下

※生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関する物質であるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべき項目

(4) 環境基準の類型と適用水域

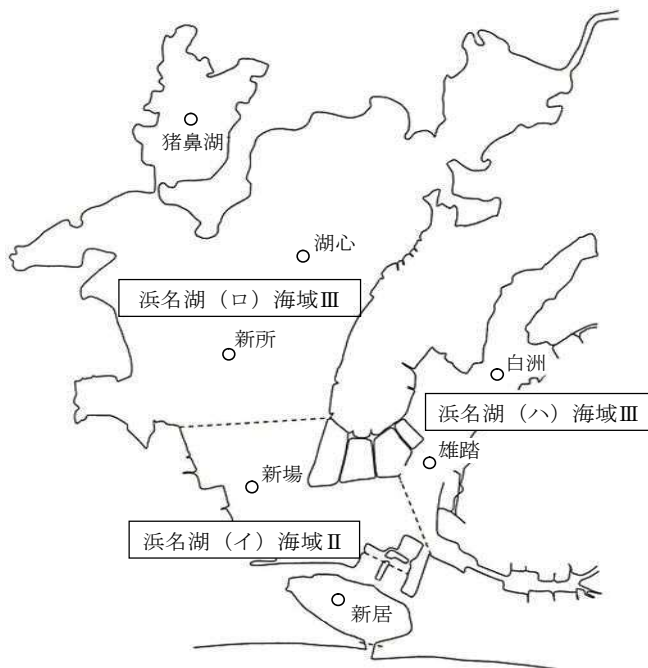
①生活環境の保全に関する環境基準の類型と適用水域

類型	河川	湖沼	海域
AA	天竜川上流、天竜川下流	—	
A	都田川	佐久間ダム貯水池	遠州灘、浜名湖（湖心）
B	伊佐地川	佐鳴湖	浜名湖（猪鼻湖、塩田、白洲）
C	馬込川、新川	—	—
D	—		
E	—		

②全窒素及び全リンに関する環境基準の類型と適用水域

類型	湖沼	海域
I	—	—
II	—	浜名湖（イ）※
III	—	浜名湖（ロ）、（ハ）※
IV	佐久間ダム貯水池 （全窒素を除く）	—
V	—	—

※浜名湖（イ）、（ロ）及び（ハ）の区域については、下図のとおり

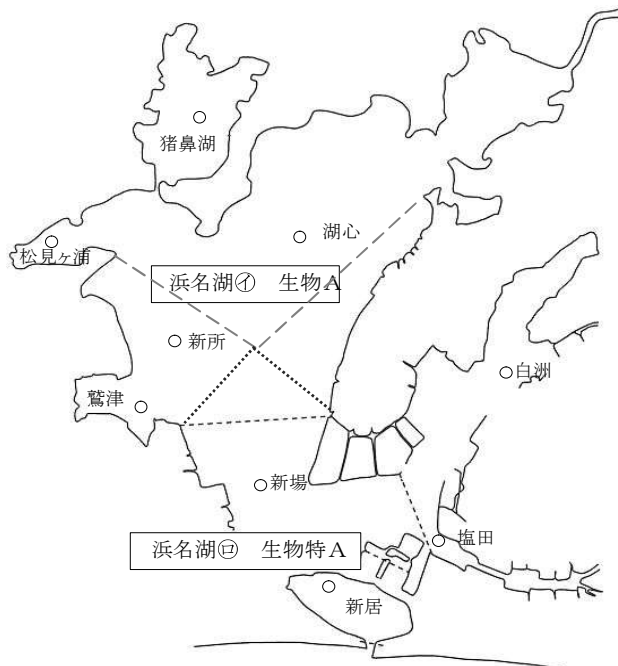


※新所、新場及び新居の測定地点は静岡県が担当する。

③水生生物の保全に係る環境基準の類型と適用水域

類型	河川	湖沼	海域
生物 A	天竜川上流	佐久間ダム貯水池	浜名湖①※
生物特 A	—	—	浜名湖②※
生物 B	天竜川下流、馬込川上流、馬込川下流、 新川、伊佐地川、都田川	佐鳴湖	
生物特 B	—	—	

※浜名湖①及び②の区域については、下図のとおり



※松見ヶ浦、鷺津、新所、新場及び新居の測定地点は静岡県が担当する。

3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格K0102 の 65.2 に定める方法(ただし、規格K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L 以下	規格K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号(地下水の水質汚濁に係る環境基準について)付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格K0102 の 34.1 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

4 公共用水域等における農薬の水質評価指針

(平成 6.4.15 環水土 86 各都道府県知事・各政令指定都市市長宛環境庁水質保全局長通知)

<別表>

農薬名	種類	評価指針値 (mg/L)
イプロジオン	殺菌剤	0.3 以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 以下
エトフェンブロックス	殺虫剤	0.08 以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 以下
シメトリン	除草剤	0.06 以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 以下
トリクロルホン	殺虫剤	0.03 以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 以下
フサライド	殺菌剤	0.1 以下
ブタミホス	除草剤	0.004 以下
ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 以下
プレチラクロール	除草剤	0.04 以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05 以下
ブロモブチド	除草剤	0.04 以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2 以下
ペンシクロン	殺菌剤	0.04 以下
ベンスリド (SAP)	除草剤	0.1 以下
ペンディメタリン	除草剤	0.1 以下
マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01 以下
メフェナセット	除草剤	0.009 以下
メプロニル	殺菌剤	0.1 以下
モリネート	除草剤	0.005 以下
(以上、27 農薬)		

5 土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K0102 の 38 に定める方法（規格 38.1.1 に定める方法を除く。）
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること	規格 K0102 の 65.2 に定める方法(ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格 K0170-7 の 7 の a)又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 K0102 の 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。	平成 9 年 3 月環境省告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること。	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。	規格K0102 の 34.1 に定める方法又は規格K0102 の 34.1c) (注(6)第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	規格K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
備考		
<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき、0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>		

6 騒音・振動に係る環境基準等

(1) 騒音の環境基準（一般地域） 平成 10 年環境庁告示第 64 号、平成 24 年浜松市告示第 214 号

地域の 類型	該当地域	基準値	
		昼間	夜間
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 浜北区の一部	55 デシベル以下	45 デシベル以下
	第 1 種住居地域（特別工業地区を除く。） 第 2 種住居地域（特別工業地区を除く。） 準住居地域 市街化調整区域（浜松飛行場を除く。） 旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 特別工業地区	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2 評価は、時間区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル（L_{Aeq,T}）による。

3 ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）の環境基準は、上表によらず次表のとおりとする。

4 都市計画区域外及び工業専用地域については、地域を指定していない。

5 振動については、環境基準が定められていない。

(2) 騒音の環境基準（道路に面する地域）

平成 10 年環境庁告示第 64 号

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

基準値	
昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～午前 6 時）
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15 mまで

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20 mまで

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

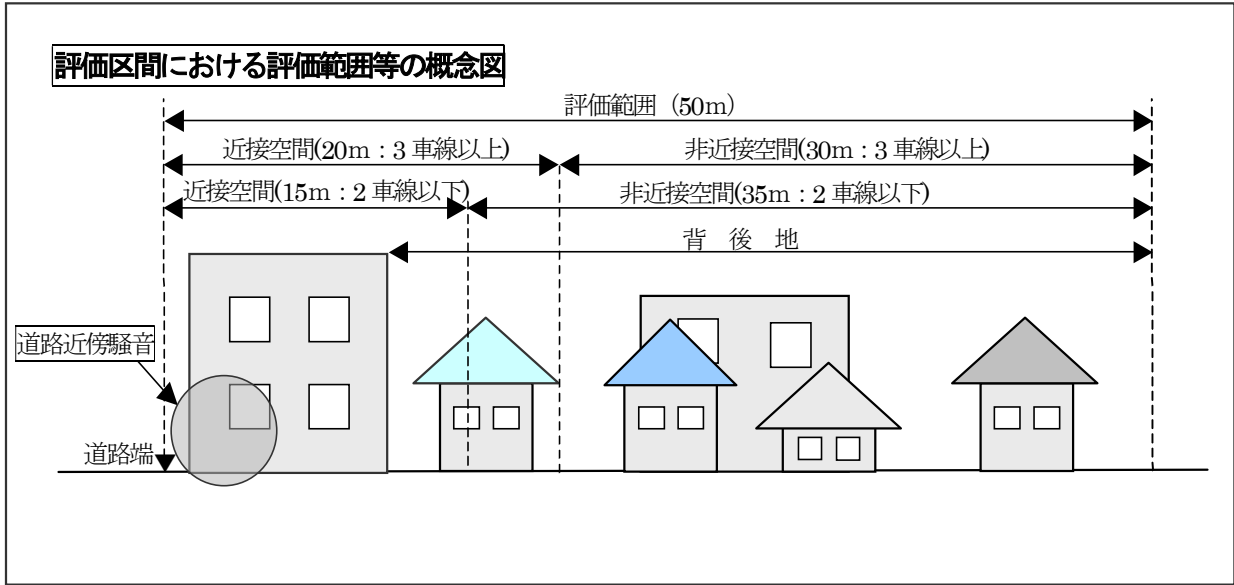
(3) 地域指定に基づく自動車騒音の要請限度

平成 12 年総理府令第 15 号、平成 17 年浜松市告示第 334 号

区域の区分	範囲 (道路端から)	時間の区分	
		昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	適用なし	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に 近接する空間	2 車線以下	75 デシベル	70 デシベル
	3 車線以上		

備考 区域は、次に掲げる地域とする。

- a 区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、浜北区の一部
- b 区域 第 1 種住居地域（特別工業地区を除く。）
第 2 種住居地域（特別工業地区を除く。）
準住居地域、市街化調整区域（浜松飛行場を除く。）
旧春野・旧佐久間・旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部
- c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区



(4) 地域指定に基づく道路交通振動の要請限度

昭和 51 年総理府令第 58 号、平成 17 年浜松市告示第 335 号

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前 8 時～午後 8 時)	夜間 (午後 8 時～午前 8 時)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考 区域は、次に掲げる地域とする。

第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 1 種住居地域 (特別工業地区を除く。)

第 2 種住居地域 (特別工業地区を除く。)

準住居地域、市街化調整区域 (浜松飛行場を除く。)

浜北区の一部、旧春野・旧佐久間・旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部

第 2 種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、特別工業地区

(5) 航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示（平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号）の公布により、平成 25 年 4 月 1 日から航空機騒音に係る新しい環境基準が施行された。

(5) - 1 環境基準（平成 25 年 4 月 1 日以降）

①環境基準値

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注) I：専ら住居の用に供される地域

II：I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

②測定・評価方法

ア 測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z8731 に従うものとする。

イ 測定は、屋外で行い、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定する。

ウ 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定地点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定する。

エ 航空機騒音の評価は、算式アにより 1 日（午前 0 時から午後 12 時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

オ 測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

《算式ア》

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、基準化時間（1 秒）をいい、 T とは、観測 1 日の時間（86400 秒）をいう。

《算式イ》

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

(5) - 2 旧環境基準 (平成 25 年 3 月 31 日まで)

①環境基準値

地域の類型	基準値 (単位: WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

(注) I : 専ら住居の用に供される地域

II : I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

②測定・評価方法

- ア 測定は、原則として連続 7 日間行い、暗騒音より 10 デシベル以上の航空機騒音のピークレベル (計量単位: デシベル) 及び航空機の機数を記録する。
- イ 測定は、屋外で行い、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定する。
- ウ 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定する。
- エ 航空機騒音の評価は、アにより測定したピークレベル及び機数から次の算式により 1 日ごとの値 (単位: WECPNL) を算出し、そのすべての値をパワー平均して行う。

《算式》

$$dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) dB(A)とは、1日の全てのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数をN1、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数をN2、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数をN3、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数をN4とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N2 + 3N3 + 10(N1 + N4)$$

- オ 測定機器は、日本工業規格 C1502 に定める指示騒音計若しくは国際電気標準会議 pub/179 に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定機器を用いる。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性 (SLOW) を用いることとする。

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

昭和 50 年環境庁告示第 46 号、平成 24 年浜松市告示第 214 号

①環境基準値

地域の類型	該当地域	基準値
I	新幹線鉄道周辺区域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに都市計画区域内の用途地域の定めのない地域	70 デシベル以下
II	新幹線鉄道周辺区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	75 デシベル以下

備考 この表において、新幹線鉄道周辺区域とは、市内の新幹線鉄道の軌道の中心線から 400 メートル（天竜川の橋りょうに係る部分については、600 メートル）以内の区域（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域を除く。）をいう。

②測定・評価方法

- ア 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行う。
- イ 測定は、屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行い、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点等を選定する。
- ウ 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定する。
- エ 評価は、アで測定したピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行う。
- オ 測定機器は、計量法の条件に合格した騒音計を用いる。
この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

③適用時間

- アの環境基準は、午前 6 時から午後 12 時までの間適用するものとする。

7 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）については、次のとおりとする。

（1） 環境基準

- ① 環境基準は、別表の各媒体ごとに掲げられている基準値のとおりとする。
- ② ①の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の各測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- ③ 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ④ 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- ⑤ 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- ⑥ 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

（2） 達成期間等

- ① 環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- ② 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。
- ③ 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあつては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

（3） 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

<別表>

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
<p>(備考)</p> <p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>		